

財務会計計画について

統合病院開院時の貸借対照表

■ 統合病院開院時の貸借対照表の前提条件: 資産

項目	設定値	前提条件
現預金	10.9億円	市川三郷病院・老健、富士川病院・老健4施設の26年4月～6月の初回診療報酬入金待機時期の業務運営必要資金としての算定値
棚卸資産 (富士川病院・老健)	0.2億円	現在買取価格交渉中(23年度決算書簿価を暫定値として設定) 病院: 医薬品13,341千円、貯蔵品6,400千円 老健: 貯蔵品313千円 注) 施設買取価格交渉の中に含まれると仮定
棚卸資産 (市川三郷病院・老健)	0.2億円	富士川病院・老健と同額とする
その他流動資産 (市川三郷病院・老健)	計上なし	市川三郷町の特別会計に帰属させ、別途精算する
その他流動資産 (富士川病院・老健)	計上なし	富士川病院・老健2施設の医業未収金、未収収益等の流動資産は売却後もRFOに帰属する資産のため、統合病院には引継がず計上しない
土地・建物 (市川三郷病院・老健)	**億円	現在不動産鑑定中
土地・建物 (富士川病院・老健)	**億円	現在買取価格交渉中、不動産鑑定中 (施設買取価格交渉の中に棚卸資産、その他固定資産を含むと仮定)
その他固定資産 (市川三郷病院・老健)	**億円	参考: 25年度末想定帳簿価額を推計→病院0.33億円、老健0.4億円 注) みなし償却制度廃止を考慮し、実際償却後簿価を推計 (内容: 医療器械、器具備品、車両)
その他固定資産 (富士川病院・老健)	**億円	参考: 25年度末想定帳簿価額を推計→病院0.42億円、老健0.08億円 (内容: 医療器械、器具備品、車両、無形固定資産) 注) 施設買取価格交渉の中に含まれると仮定

■ 統合病院開院時の貸借対照表の前提条件：資産

項目	設定値	前提条件
2病院施設改修	0.76億円	市川三郷病院施設改修 0.26億円 富士川病院保育所開設 0.5億円
新規購入医療機器	6.24億円	市川三郷病院 1.74億円 富士川病院 4.5億円
診療情報システム	2億円	業者見積もり額より計上
バス運行整備	0.15億円	基本構想ベースで計上 (車両購入、停留所設置、路面表示)

■ 統合病院開院時の貸借対照表の前提条件：負債・資本

【負債】

項目	設定値	前提条件
一時借入金	10.9億円	市川三郷病院・老健、富士川病院・老健4施設の26年4月～6月の初回診療報酬入金待機時期の業務運営必要資金10.9億円
市川三郷既存企業債	9.95億円	市川三郷病院25年度末残高2.71億円＋市川三郷老健25年度末残高7.24億円
一般単独事業債 (他会計借入金)	**億円	富士川病院施設買取＋2病院施設改修＋新規購入医療機器＋診療情報システム＋バス運行整備－地域医療再生基金にて計算
繰延収益 (地域医療再生基金)	9.15億円	施設買取7億円、機器整備2億円、バス整備0.15億円 注)26年4月改正法では、資産購入のための補助金は資本の部ではなく、負債計上し、減価償却相当を每期収益計上とすることになるため、繰延収益勘定として固定負債の部に計上

【資本】

項目	設定値	前提条件
出資金 (富士川町)	**億円	金銭出資分 **億円(病院等施設現物出資相当額)
受贈財産評価額	**億円	富士川病院・老健施設不動産評価額－富士川病院・老健施設買取金額、及び市川三郷病院・老健の棚卸資産額の合計

■ 統合病院開院時の貸借対照表(想定)

貸借対照表
平成26年4月1日現在

(単位:億円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
現預金	10.9	一時借入金	10.9
棚卸資産 (市川三郷病院・老健分)	0.2	【固定負債】	
棚卸資産 (富士川病院・老健分)	0.2	市川三郷既存企業債	9.95
【固定資産】		一般単独事業債(他会計借入金)	* *
土地・建物 (市川三郷病院・老健分)	* *	繰延収益 ※1	9.15
土地・建物 (富士川病院・老健分)	* *	資本の部	
その他固定資産(既存器具・車両など) (市川三郷病院・老健分)	* *	【資本金】	
その他固定資産(既存器具・車両など) (富士川病院・老健分)	* *	出資金(富士川町)	* *
2病院施設改修	0.76	【資本剰余金】	
新規購入医療機器	6.24	受贈財産評価額 ※2	* *
診療情報システム	2		
バス運行整備(車両、停留所、路面表示)	0.15		

※1 固定資産の購入に充てた補助金をその対象固定資産の減価償却費計上に対応して将来にわたり順次収益計上するために、経過的に負債として計上する

※2 土地建物等の時価鑑定評価額のうち、実際購入額を上回る部分は贈与を受けたものとして資本の部に計上する

■ 統合病院開院時の資産に対する調達源泉

①開院時運転資金

【資産】

現預金	10.9
-----	------

【調達】

(単位:億円)

一時借入金	10.9
-------	------

開院時当初の運転資金は、一時借入金でまかなう

②市川三郷病院・老健施設

【資産】

棚卸資産 (市川三郷病院・老健分)	0.2
土地・建物 (市川三郷病院・老健分)	* *
その他固定資産(既存器具・車両など) (市川三郷病院・老健分)	* *

【調達】

(単位:億円)

市川三郷既存企業債	9.95
出資金(富士川町)	* *
受贈財産評価額	0.2

市川三郷病院・老健の棚卸資産は市川三郷町からの現物出資とする。また、市川三郷病院・老健の設備は評価額より既存の企業債を控除した額を富士川町からの出資によりまかなう。

■ 統合病院開院時の資産に対する調達源泉

③ 富士川病院・老健施設

【資産】

棚卸資産 (富士川病院・老健分)	0.2
土地・建物 (富士川病院・老健分)	* *
その他固定資産(既存器具・車両など) (富士川病院・老健分)	* *

【調達】

(単位:億円)

繰延収益(地域医療再生基金)	* *
受贈財産評価額	* *

富士川病院・老健の設備は、実際の購入金額部分を地域医療再生基金により調達する。なお、鑑定評価額と実際購入金額部分との差額については、受贈財産評価額として資本剰余金に計上する。

④ 開院のための施設整備

【資産】

2病院施設改修	0.76
新規購入医療機器	6.24
診療情報システム	2
バス運行整備(車両、停留所、路面表示)	0.15

【調達】

(単位:億円)

一般単独事業債(他会計借入金)	* *
繰延収益(地域医療再生基金)	* *

統合病院開院のための施設整備は、地域医療再生基金・一般単独事業債により調達する。

多様な資金調達手段の検討

■ 新たな資金調達手段としての「住民参加型市場公募債」の検討

住民参加型市場公募債を発行することにより、統合病院に必要な資金を調達できることに加え、住民の行政への参加意識の向上や統合病院のアピールにもつながり、今後の資金調達の有効な手段であると考えられる。

【概要】

- 資金の一つであり、地域住民を主な対象として発行される地方債(証券)
- 一部事務組合を含む全ての地方公共団体で発行可能

【効果】

- 地方債の個人消化及び公募化の推進を通じて資金調達の手段の多様化を図ることができる
- 住民の行政への参加意識の高揚を図ることができる(自分の町の病院運営に関わるという意識)
- 公営企業債と同じように交付税措置が受けられる(公募債の元利償還金 $\times 1/2 \times 0.45$)

【対象となる地方債】

- 原則としては、「住民にとってわかりやすく、積極的な行政参加を求めるのにふさわしい事業(病院、学校、図書館、公園、道路など)」が対象とされる

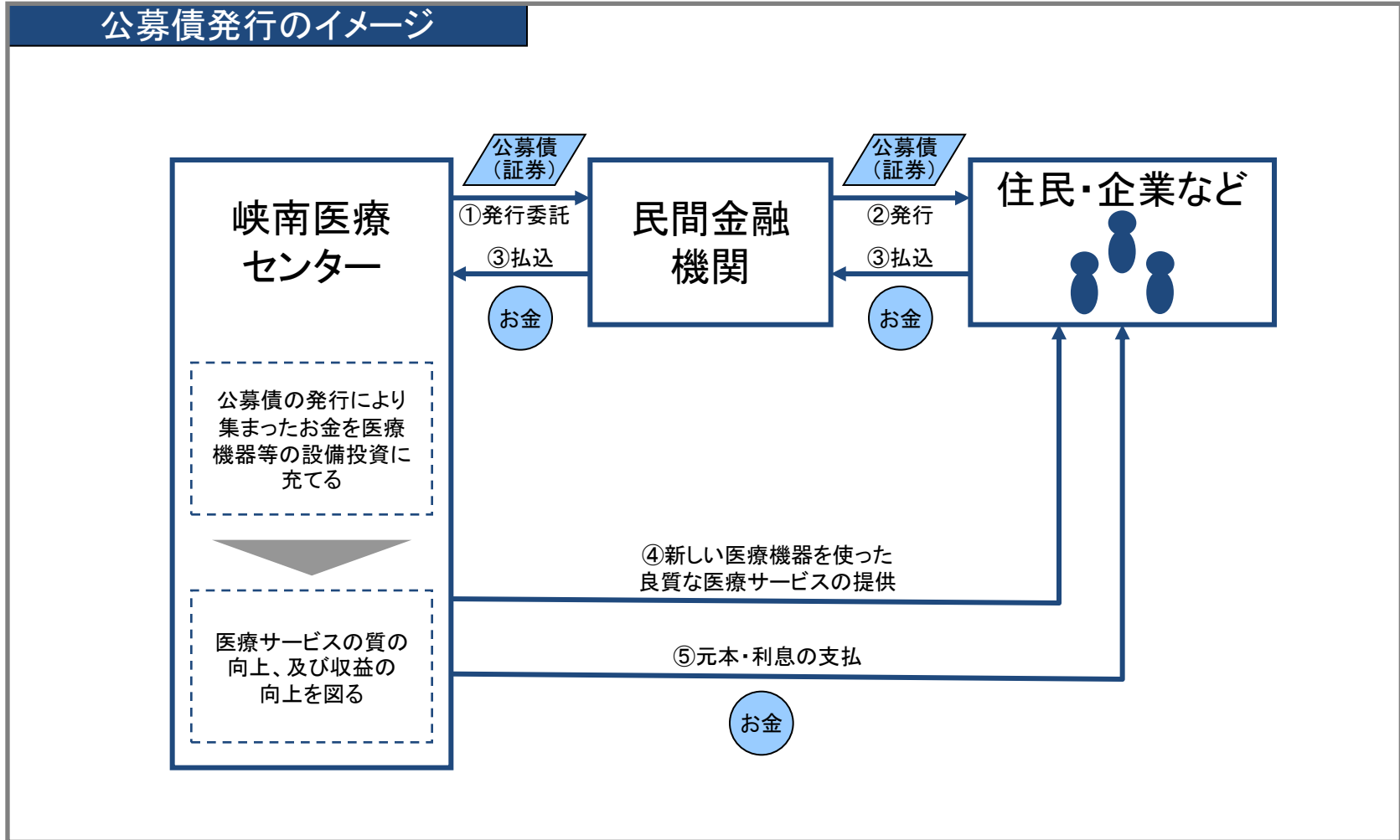
【発行の条件】

- 債券の発行に際して民間金融機関を介する必要がある

【留意点】

- 債券の発行に際して民間金融機関へ発行手数料等が発生する
- 利率は、同年度の国債の利率に上乗せした金利が多い(平成25年3月現在の国債金利 5年 0.124%)

■ 新たな資金調達手段としての「住民参加型市場公募債」の検討



■ 新たな資金調達手段としての「住民参加型市場公募債」の検討

【病院事業における導入事例】

平成23年度(長野県上田市「ひとまちげんき上田市民債」)

- 起債対象事業：上田市産院移転新築事業
- 発行額：3億円(5年満期一括償還)
- 利率：0.6%(5年もの国債利率0.3%+プレミアム0.3%)
- 購入対象者：申し込み開始時点で市内に住所のある満20歳以上の個人
- 購入単位：10万円以上300万円まで(10万円単位)
- 発行手数料等：2,844千円(引受手数料、受託手数料、新規記録手数料、広告費等)
- 発行に至る経緯：市民の皆さんに広く市政への関心を持っていただき、市政に参画していただくため

平成23年度(静岡県藤枝市「元気ふじえだ市民債」)

- 起債対象事業：医療機器購入事業
- 発行額：1億2千万円
- 利率：0.5%
- 購入対象者：市内在住の20歳以上の個人
- 購入単位：10万円以上200万円まで(10万円単位)
- 発行手数料等 非公表
- 発行に至る経緯：市民の皆さんの大切な財産である藤枝市立総合病院を広く知っていただくとともに、市民の病院運営に関わる意識を醸成するため

■ 新たな資金調達手段としての「住民参加型市場公募債」の検討

【山梨県での導入事例】

平成21年度(都留市「つるのおんがえし債」)

- 起債対象事業：小水力市民発電所建設費用
- 発行額：2,360万円(5年満期一括償還)
- 利率：0.6%(販売直前の5年利付国債の利率に0.1%上乘せ)
- 購入対象者：20歳以上で都留市に住居のある方
- 購入単位：10万以上50万円まで(10万円単位)
- 発行手数料：50万円程度
- 発行に至る経緯：市民が市政に参画する意識の高揚を図るとともに、環境について考える機会とするため